

始良市立保育所等民営化実施計画

平成30年12月

始良市

第1章	はじめに	1
第2章	これまでの経緯	2
第3章	始良市の現状と課題	3
1	保育ニーズの多様化	
2	保育業務の高度化と保育の質の確保	
3	待機児童	
4	公立保育所の施設の現状	
第4章	保育施策の方向	6
1	多様な保育サービスと地域の子育て支援の充実	
2	保育の質の向上	
3	要保育児童のすべての受け入れ	
4	公立保育所等の効率的な運営	
第5章	公立保育所等のあり方	7
1	公立保育所等の方針	
2	公立保育所等の民営化	
(1)	対象施設	
(2)	移行時期	
(3)	民営化の手法	
3	移管後の運営主体	
4	民営化（移行）の手続き	
(1)	市民への周知	
(2)	移管先事業者の募集	
(3)	移管先事業者の選定及び決定	
5	円滑な引継ぎ	
(1)	保護者意見の反映	
(2)	移行計画書の作成	
(3)	職員等の継続雇用	
6	民間移管後の市の対応	
(1)	保育所等のあり方	
(2)	保育内容の履行確認	
7	主なスケジュール	

第1章 はじめに

近年、女性の社会進出や就労形態の多様化が進み、また、核家族化や少子化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、保育所をはじめとする子育て支援に対する保護者のニーズが増加しており、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや子育て支援策の充実は、重要かつ喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、国において幼児期の保育や学校教育、地域の子育て支援を総合的に推進し、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現のため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。これを受けて、本市では、子育てと仕事の両立支援のため、男女が共同し、子どもを安心して生み育て、健やかに育つまちづくりに向け、「始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安定的で持続可能な経済社会を実現するために、結婚、出産、子育てを支援するとともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図れる社会の環境基盤の充実を目指しています。

また、核家族化や男女の社会への共同参画に伴う育児休業の取得や短時間勤務、就業形態の多様化などの社会情勢の変化が大きく影響し、保育の分野においては、そのニーズが多種・多様化しており、結果として待機児童の解消等の対応が求められています。

一方、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあり、限られた人的・財政的資源の中で、始良市全域の市民サービスの維持向上と運営経費の最小化・効率化を図っていく必要があります。将来における健全な財政運営を保つため、「始良市第2次行政改革大綱実施計画」においては、認可保育所は、公立・私立ともに保育料・運営基準等同一であることから、児童数や待機児童数の推移、公立保育所の役割を勘案し、自治体で保育所を運営すべきか民間移譲、統合、廃止等を含め、検討を要すとされ、また、平成29年3月の「始良市公共施設等総合管理計画」では、保育所、幼稚園は、施設並びに運営のあり方を検討することとなっています。

このように本市においても、将来のあるべき姿を見据えた諸計画を進める中で、保育行政における「多様な保育ニーズへの対応」、「安全安心な保育環境整備」等の視点から、市の果たすべき責務を明確にし、公立保育所等のあり方や機能について方向性を示すことにより、公と民の適切な役割分担と効率的・効果的な施策展開を図るために、本計画を策定するものであります。

第2章 これまでの経緯

本市の公立保育所等は、始良・加治木・蒲生地域に5か所設置しており、保育に欠ける家庭の児童を受け入れ、保育内容については、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」により一定の保育サービスを提供し、その公的な役割を果たしてきました。その中で、蒲生幼稚園・蒲生保育所は、早くから幼保一元化を目指し、平成19年から認定こども園（大楠ちびっ子園）として運営をしてきました。

図表1 始良市の公立保育所等

平成30年4月1日現在

施設名	設立認可年月日	定員	所在地
小山田保育所	昭和41年2月20日	40人	加治木町小山田1386番地
加治木保育所	昭和36年4月1日 (昭和56年4月移転)	60人	加治木町諏訪町185番地2
重富保育所	昭和37年4月1日 (昭和57年3月改築)	60人	平松6252番地
帖佐保育所	昭和27年9月1日 (昭和58年3月改築)	55人	鍋倉740番地
大楠ちびっ子園	平成19年4月1日	216人	蒲生町上久徳1194番地18

公立保育所等では、同じ水準の保育を提供する中で、障害児の受け入れや児童虐待の防止、食育の推進などに積極的に取り組み、地域の身近な子育て支援施設としてその役割を担ってきました。また、各種研修会などを通じて、私立保育所等との情報の共有化に努め、市全体の保育の質の向上を図ってきました。

加えて私立保育所等では、この数年間で、多くの施設が整備され、現在、私立保育所10か所、私立認定こども園11か所、小規模保育施設2か所、事業所内保育施設1か所の計24か所の私立の教育・保育施設が設置されています。

しかし、こうした中においても保育需要は、依然増加の傾向を示しており、待機児童の解消等をはじめとした多様化する保育ニーズに対応すべく、今後も健全な環境のもとで安定した保育を実施するため、施策の展開を図らなければなりません。

これらの現状を踏まえ、これからの本市の公立保育所等のあり方や将来像について、平成28年度には、市内の職員で構成する「始良市公立保育所等あり方検討委員会」を設置し、平成29年度には、時代に即した公共施設のあり方について、民間活力の導入を含めたあらゆる方向性を模索し、有識者による専門的な意見や提言をいただくため、外部委員による「始良市公立保育所等あり方検討委員会」を設置しました。この委員会より市へ提出された提言書は、公立保育所等の現状と課題を整理した上で、公立保育所等の今後の方向性を示したものとなっています。

第3章 始良市の現状と課題

「始良市公立保育所等の運営にかかる提言書」であげられた公立保育所等の現状や課題を踏まえ、本市における現状と課題について検証を行い、以下の4点に整理しました。

1 保育ニーズの多様化

子育てに対する意識の変化等による保護者の保育に対するニーズは多様化しています。平成30年4月の保育サービス実施施設数について見ると、一時保育や休日保育などは、私立保育施設で実施しており、多様化する保育ニーズに柔軟に対応していることがうかがえます。また、子育て支援センター事業は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て支援を行なう施設に対して助成する委託事業で、5施設（公共施設で運営するものを除く。）に委託を行なっていますが、そのうち、私立の4施設で実施している状況です。（図表2）

本市の補助事業による障がい児保育を実施しているのは私立の5施設となっていますが、発達障がいの児童は、集団保育を行う中で職員が、他の児童と違うことに気がつく事例があり、個別に支援を行なっている施設も増えてきています。

図表2 保育サービス実施施設数

平成30年4月1日現在

教育・ 保育施設	施設数 (※)	延長保育		一時 保育	休日 保育	障害児 保育 (補助事業)	子育て支援 センター
		18時～ 19時	19時～ 20時				
公立	5	5	0	1	0	0	1
私立	24	23	1	10	1	5	4
合計	29	28	1	11	1	5	5

(※) 認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設

2 保育業務の高度化と保育の質の確保

近年は、子育てをめぐる環境が大きく変化し、子育てを社会全体で支えていく必要性が高まっています。こうした中、支援を必要とする児童や家庭への対応も求められており、必要に応じた保育士の加配や健全な発達を目指したきめ細かな取り組みを行う、あるいは保護者と積極的に情報交換を図るなど保育所等の行う業務が多岐かつ複雑化してきています。

また、保育サービスの多様化や地域における子育て支援の強化、食育の推進など、保育所等には様々な活動が期待されており、これらに的確に対応するため、保育の質を確保する取り組みが求められています。

3 待機児童

平成 24 年度以降、12 の保育所等の新設や定員変更などにより児童の受け入れ枠の拡大を図ってきたところではありますが、依然として多くの待機児童がいる状況です。就学前児童の年齢別の入所状況では、年齢が上がるごとに在宅児童は減少する傾向にあり、小学校就学前にはそのほとんどが、幼稚園や保育所等に入所する状況となっています。

また、平成 29 年度にかけて、3 歳未満児の入所率が増加しているにもかかわらず、待機児童数も増加しており、全体としての申込者数が増えている状況がうかがえます。

(図表 3、4)

図表 3 年齢別待機児童の推移

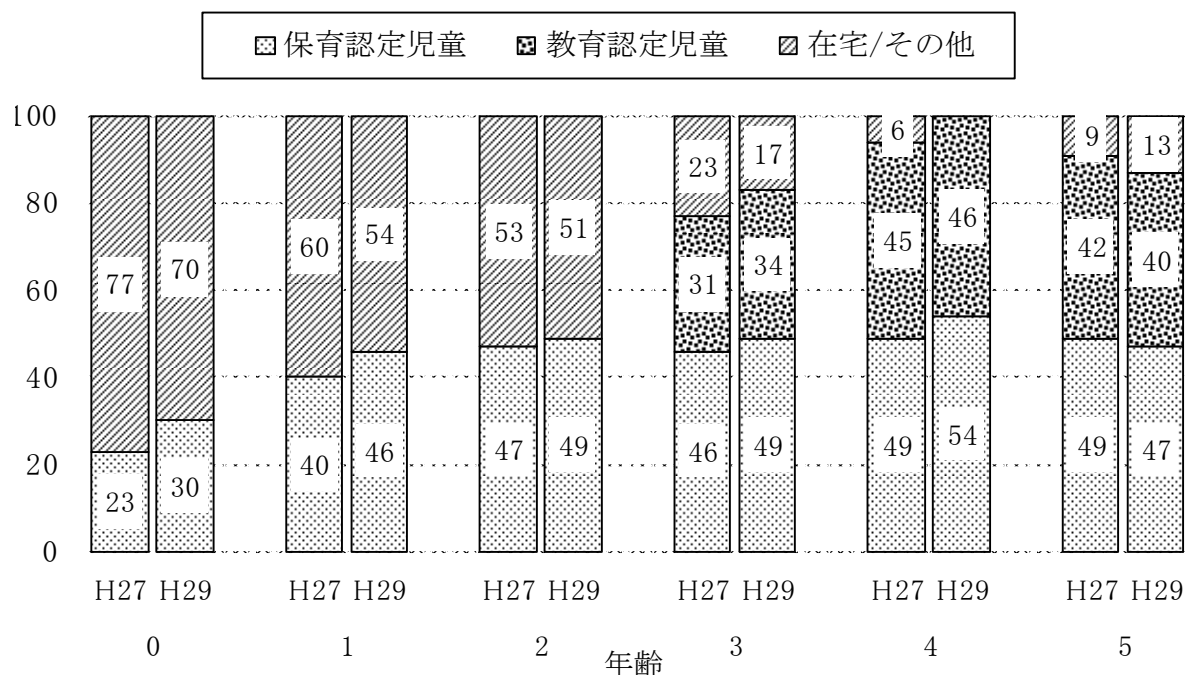
(単位：人)

年度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	計
27	2	18	4	2	3	29
28	0	12	7	4	2	25
29	1	19	17	1	1	39
30	0	37	17	8	0	62

※各年度 4 月 1 日現在

図表 4 就学前児童の年齢別の入所状況（平成 27 年度及び平成 29 年度）

(単位：%)

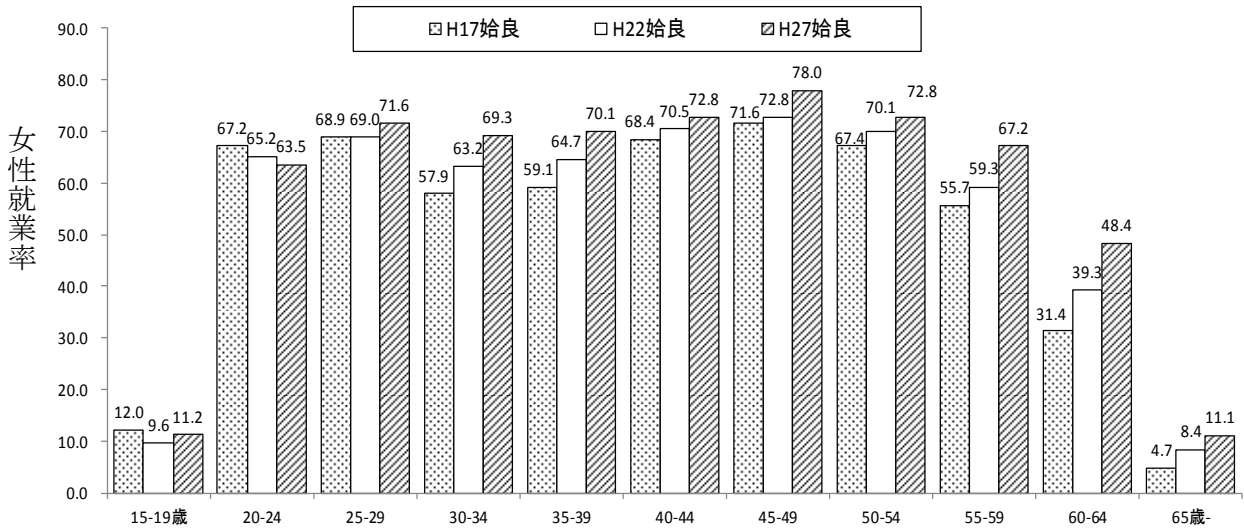


※ 保育認定児童…保育所や認定こども園等で保育を希望し、入所している子ども

※ 教育認定児童…幼稚園や認定こども園等で教育を希望し、入所している子ども

核家族化の進行や子育て世代の女性の就業率の上昇により、保育所等を希望する児童は増加してきています。特に子育て世代の女性の30～39歳の就業率が、平成17年度と平成27年度を比べると10%以上の伸び率を示しています。(図表5)

図表5 年齢別女性就業率の推移 (単位：%)



(単位：人、%)

平成22年国勢調査女性就業率				平成27年国勢調査女性就業率			
年齢区分	人口	就業者	就業率	年齢区分	人口	就業者	就業率
25～29歳	1,937	1,336	69.0	25～29歳	1,686	1,207	71.6
30～34歳	2,189	1,384	63.2	30～34歳	2,108	1,460	69.3
35～39歳	2,383	1,541	64.7	35～39歳	2,395	1,679	70.1
40～44歳	2,144	1,512	70.5	40～44歳	2,510	1,828	72.8
計	8,653	5,773	66.7	計	8,699	6,174	71.0

資料：平成27年度国勢調査

4 公立保育所の施設の現状

本市の公立保育所は、昭和40年代から50年代にかけて建設しており、老朽化の問題や河川沿いの低地に位置し、河川氾濫の影響を受けやすい施設もあり、移転や改築等の抜本的な対応が求められています。

しかし、多くの資金を要する新築や改築を対象とする施設すべてに行なうことは、市として非常に困難な状況にあります。平成16年度から、国の三位一体改革により、公立保育所への運営費補助は、国及び県からの負担金がなくなり、その分は市の一般財源からの支出となっています。また、保育所や認定こども園の新設、建替えを行う場合の国及び県からの補助金については、原則、社会福祉法人や学校法人といった民間事業者が対象となり、公立保育所等の新設や建替えの費用は補助の対象となりません。

このように、今まで以上に財源措置を行わなければならない状況が予想されることから、民間の活力の積極的かつ計画的な活用を図る必要があります。

第4章 保育施策の方向

先に述べた本市の現状を踏まえ、次の4つの視点に立った施策の展開を図ります。今後も、次世代を支える子どもたちの健やかな育成の重要性と保育の公平性に鑑み、公民を問わず、それぞれの果たすべき責務と保育サービスの維持向上に努めます。

1 多様な保育サービスと地域の子育て支援の充実

子育て期全般を捉えた取り組みとして、地域や学校との連携を密にし、多様な保育ニーズに対応するため、子育て支援に関する事業の充実を図ります。また、子育て家庭からの相談や交流の場の提供を行うなど、地域の子育て支援として、弱体化した地域の子育て機能を補完するために、地域のもっとも身近な保育施設として保育所や認定こども園が地域の子育て拠点の役割を担います。

そして、様々な支援や対応が必要な児童に対し状況に応じた適切な支援を行うため、子育てに関する窓口の一本化をはかる中で、教育・保育施設との連携を強化するための体制の整備を行います。

2 保育の質の向上

「保育所保育指針」が平成30年4月に改定され、認定こども園における「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と3歳以上児の幼児教育の共通化を図り、幼児教育の位置付けを明確にしたものとなりました。今後も就学前児童の質の高い教育・保育を実現するために、職員の知識及び技能の習得・向上を図るための研修体制を強化するとともに、保育ニーズの的確な把握と保育サービスの適正な評価を行うための体制を整備していきます。

3 要保育児童のすべての受け入れ

現在設置されている教育・保育施設の定員変更や定員の弾力化、公立幼稚園等との更なる連携、また、法改正による規制緩和に速やかかつ的確に対応すべく規則等の整備を行います。加えて、保育所や認定こども園などの地域の実情や子どもの視点に立った施設整備を計画的に推進し、受け入れ児童を拡大します。

4 公立保育所等の効率的な運営

子どもたちを安心して預けられる環境づくりに向け、教育・保育施設の果たすべき役割は、公立である場合と民間である場合とで違いはありません。良好で快適な保育環境を確保しつつ、多様な保育ニーズに柔軟に対応できるよう、公民それぞれがその特長を活かし、その役割を果たします。そして、限られた財源の中で最大限の効果を上げるため、民間活力を活用した効率的な教育・保育施設の運営を推進します。

第5章 公立保育所等のあり方

1 公立保育所等の方針

外部委員で構成された「始良市公立保育所等あり方検討委員会」から平成29年12月8日に、今後の公立保育所等の運営について以下の提言がなされました。

図表6 「始良市公立保育所等あり方検討委員会」の提言

施設名	提言内容
小山田保育所	当面は現状のまま公立で運営 いずれは複合的な施設を整備する。
加治木保育所	民間に譲渡
重富保育所	民間に譲渡
帖佐保育所	民間に譲渡
大楠ちびっ子園	民間に譲渡

共働き世帯の増加や女性の社会進出、また、就労形態の多様化によるあらゆる保育ニーズに対応し、適切な保育サービスを実施していくためには、柔軟な事業展開が可能となる民間事業者の力を活用していくことは不可欠であります。市が保育を提供していく上で行政としての責任を果たしていくことはいうまでもないことですが、公立と私立がそれぞれの特徴を活かし、連携・協力することにより、児童の健全育成のため一層の保育サービスの充実を図っていかねばなりません。

2 公立保育所等の民営化

(1) 対象施設

公立保育所等の民営化について以下の施設を対象とします。

加治木保育所、重富保育所、帖佐保育所、大楠ちびっ子園

(2) 移行時期

2020年に公募を行い、1年の移行期間を設け、2022年4月の移行を目指します。

(3) 民営化の手法

ア 設置運営形態

民営化には、設置主体が公のまま運営を民間に任せる民間委託と、設置主体を含めて民間に移行する民間移管の方式がありますが、民間委託方式では予算措置等市側の拘束を伴うことから、機動的な対応は制限されます。また、委託先が変わることも想定され、安定した保育の提供や子供たちへの影響が懸念されます。このようなことから本市では、民間事業者が、柔軟に保育ニーズに対応できるよう民間移管方式とします。

イ 財産の処分方法

(ア) 土地

一定期間（3年間）の無償貸付後、有償譲渡または貸付とし、その選択については、移管先事業者と協議の上決定します。

(イ) 建物及び動産

移管先事業者の初期の経費を極力軽減し、保育内容充実の効果を期待するため、無償譲渡とします。

ただし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等による補助金の返納が生じる場合は、その返納額を考慮した譲渡額とします。

3 移管後の運営主体

市では、保育所等における通常保育に加え、様々な子育て支援事業において、市内の私立保育所等との緊密な連携の下で積極的に取り組んでおり、今後も地域に密着した教育・保育を継続するためには、地域事情に精通した事業者の確保が必要です。

こうしたことから、運営主体は、市内で同様の施設を運営している社会福祉法人、学校法人を対象とします。ただし、適格な事業者がないと認められる場合は、県内で同様の施設を運営している社会福祉法人、学校法人も含めた二次募集を行うこととします。なお、運営主体が市から民間事業者に変わりますが、施設基準など認可保育所としての位置付けや保育料、入所申込み手続き等は公立保育所等と同様となります。

4 民営化（移行）の手続き

(1) 市民への周知

①保護者説明会及び関係者への意見交換会等を実施し、民間移管の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。

②パブリックコメントを実施します。

(2) 移管先事業者の募集

公募によることとします。なお、募集要項は、市場調査を実施したうえで、市職員で構成する検討委員会により作成し、専門知識を有する者及び保護者代表等により構成する選定委員会で決定します。

(3) 移管先事業者の選定及び決定

ア 移管先事業者の選定

教育・保育施設の法に定める基準を満たし、園の運営方針や、多様な保育サービスの提供を含む保育内容など総合的な観点から質の高い事業者を対象に、選定委員会において選定します。評価項目、評価方法及び選定方法は、選定委員会で決定し、その他、移管先事業者の決定に必要な事項は、募集要項に記載します。

イ 移管先事業者の決定

選定委員会委員長の報告に基づき、市長が移管先事業者を決定し、広く市民の方々にホームページ等による周知を図ります。また、移管先事業者の決定後、財産の移管等に関する仮契約を締結し、本契約は移管の日に合わせて締結します。

5 円滑な引継ぎ

移管に伴う在園児の影響に最大限に配慮するため、移管先事業者の決定後、必要に応じて子育て支援課、保育所等、移管先事業者との三者協議の場を設定するなど、円滑な引継ぎを行います。

(1) 保護者意見の反映

移管先事業者決定後、必要に応じて民営化後の保育等について保護者代表との協議を実施します。

(2) 移行計画書の作成

三者協議の内容及び保護者からの意見等を基本に、移行計画書（引継ぎ計画書）を作成します。また、移管を受ける期日の直前3か月間は移管先事業者の職員を受け入れ、共同引継ぎ保育を行うものとします。

(3) 職員等の継続雇用

職員が入れ替わることによる入所児童への影響を最小限に抑えるため、現在の職員のうち一般非常勤職員については、職員としての雇用を要請し、継続した保育ができるよう努めます。

6 民間移管後の市の対応

(1) 保育所等のあり方

子育て家庭への支援を行うため、多様な保育ニーズに柔軟に対応し、様々な保育サービスを実施・充実させ、市民にとってより一層利用しやすい保育所・認定こども園を目指します。

ア 自立する子どもの育成と家庭・地域への子育て支援

社会全体で子どもを支えるため、家庭・地域などと協働して自立する子どもの育成を推進できるよう教育・保育施設の果たすべき役割と責務に従い、教育・保育施設に入所していない児童とその保護者からの子育ての相談に応じたり、助言するなど地域の子育て力を支援します。

イ 保護者のニーズを捉えた多様な保育サービスの実施

仕事と子育ての両立する家庭を支援するため、一時保育や障がい児保育などの多様な保育サービスの実施の充実を図ります。

(2) 保育内容の履行確認

民間移管後の状況について、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設け、よりよい保育環境を確保します。また、移管条件が守られているか確認するため、市が訪問し、保育の質を確保できるよう必要に応じて運営指導を行います。

7 主なスケジュール

図表7 移管までのスケジュール

		時 期	内 容
4 年 前		2018年 9月 12月	パブリックコメントの実施 子ども・子育て会議 議会全員協議会報告
	保護者要望集約	2019年 4月	保護者説明会【保育所・認定こども園】 公募要領作成のための市場調査実施 分筆登記【重富保育所】 境界確認及び不動産鑑定 【重富保育所・帖佐保育所・加治木保育所】 【大楠ちびっ子園】
2 年 前	法人募集	2020年 4月	保護者説明会【保育所・認定こども園】 試掘調査依頼及び実施【重富保育所】
		5月	選定委員会①
		6月	選定委員会②【公募要領決定】
		7月	第1回公募開始（7月末期限）
		8月	選定委員会③【法人選考】
	法人決定	9月	選定委員会④【法人選考】
		10月	仮契約締結
	法人募集	11月	
		12月	第2回公募開始（12月末期限）
		2021年 1月	選定委員会⑤【法人選考】
	法人決定	2月	選定委員会⑥【法人選考】
		3月	仮契約締結
1 年 前	引継期間 三者協議会	2021年 4月	市と移管先法人による業務引継開始 保護者との協議・移行計画書の作成 三者協議会（各代表者による、以後随時開催） 正門工事【重富保育所】
		5月	
		6月	施設設置認可の申請手続き（認定こども園移管先法人）
		7月	施設設置認可の申請手続き（保育所移管先法人）
		8月	
		9月	
		10月	
		11月	第1次入所児童募集（～12月中旬まで） 廃止条例の手続き
		12月	第2次入所児童募集（12月中旬～3月まで）
		2022年 1月	移管者との引継及び共同保育の実施（3月まで）
		2月	施設廃止届提出【県】
	3月		
移管年		2022年 4月	各種契約の締結 施設引渡し、運営開始

